

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

◎ 口座管理料について

- ・ 有価証券（外国証券を除く）や金銭のお預かりについては、料金は頂戴しません。
- ・ 外国証券をお預かりする場合には、次の口座管理料を頂戴いたします。

外国証券口座管理料（税込み）	年間	3年分一括払い
	3,150円	7,560円

◎ 預替手数料について

- ・ (株)証券保管振替機構を通じた当社以外の証券会社等への株式の預け替えについては、次の預替手数料を頂戴いたします。

1銘柄毎に	預替手数料（税込み）
1単元	1,050円
1単元以上 1 1単元未満	1,050円 + 1単元毎に525円
1 1単元以上	一律6,300円

※ 投資信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債、出資証券、優先出資証券及び投資証券の預け替えにつきましても、上記に準じて預替手数料を頂戴いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券をお預りする場合の口座管理料は必要ありませんが、外国証券をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	成瀬証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第127号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 4-2		
加入協会	日本証券業協会		
資本金	7億2千万円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	平成19年4月		
連絡先	本店：03-3666-2101	足利支店：0284-73-1191	